

秦野市議会議員政治倫理審査会日程

日 時 令和8年6月1日（月）

午前10時30分から

場 所 議会第2会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 審 査

4 そ の 他

5 閉 会

第4回政治倫理審査会における各会派意見（まとめ）

【案件1】

1 政治倫理基準

審査請求の対象となる内容	自身のSNSにおいて、市民創和会所属の大塚毅議員の実名を挙げ、推測を前提とした動機や倫理性に踏み込んだ断罪的評価が含まれる点について、政策論争の範囲を越え、議員間の人格的対立と受け止められ得る内容を拡散させたこと
違反の有無	有（全会派一致）
違反する行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSに特定個人の実名を挙げて、強い言葉を使って不特定の人に発信 ・ 客観的情報、根拠に基づかず、憶測で同僚議員を貶めた ・ 品位のない不適切な発言、議員としてあるまじき言動
政治倫理基準該当条項	<p>政治倫理規程第3条第6号 5会派（全会派）</p> <p>「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む」</p>
その他抵触する規程等	<p>政治倫理規程第2条（議員の責務） 5会派（全会派）</p> <p>「自己の地位を利用することによって、自己又は第三者が不正に利益を得る行為及び特定の個人又は団体が不当に不利益を被る行為を行ってはならない」</p> <p>議会基本条例第19条（政治倫理） 1会派（市民創和会）</p> <p>「市民の負託に応えるための倫理的義務が課せられていることを自覚したうえで、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、かつ、識見を養わなければならない」</p>

2 対象議員への措置

措置の内容 及びその理由	(1) 戒告（議長から注意、本会議場での謝罪） 1 会派（市政） ・ 会派から厳しく注意を行った ・ 遅くなったものの、SNSに謝罪文を掲載した
	(2) 登庁禁止処分又は辞職勧告 1 会派（清流） ・ 文章が無責任で憶測の塊。救いがたい文章
	(3) 辞職勧告 2 会派（市創・とも） ・ 思考、分析、批判の仕方が非常に独善的で、重大な問題 ・ 特定個人の実名を挙げ、客観的な事実に基づかず、憶測で同僚議員を断じている点や、正当な批判の範囲を越えた誹謗中傷など多くの違反があり、内容的にも悪質 ・ 個人を攻撃しており、重い措置が必要と考える
	(4) その他、議長が認める措置 1 会派（公明） ・ 悪質であり、議員の資質に欠ける。 ・ 言論の自由もあり、厳しい処罰はどうかと思う。

【案件 2】

1 政治倫理基準

審査請求の対象となる内容	自身のSNSにおいて、神奈川県議会議員の谷和雄氏に対し侮辱する内容の書き込みを行い、公衆の閲覧に供したこと
違反の有無	有（全会派一致）
違反する行為	<ul style="list-style-type: none">・ 県議会議員に対して侮辱する投稿であり、不特定多数の人に谷県議がこういう人と印象付けるとともに、馬鹿にしていると思われる表現を使っている・ 自ら県議会議員に喧嘩をけしかけている言動・ 議員の資質に欠ける
政治倫理基準	政治倫理規程第 3 条第 6 号 5 会派（全会派） 「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む」
その他抵触する規程等	政治倫理規程第 2 条（議員の責務） 4 会派（市創、とも、清流、市政） 「自己の地位を利用することによって、自己又は第三者が不正に利益を得る行為及び特定の個人又は団体が不当に不利益を被る行為を行ってはならない」 議会基本条例第 19 条（政治倫理） 3 会派（市創、とも、清流） 「市民の負託に応えるための倫理的義務が課せられていることを自覚したうえで、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、かつ、識見を養わなければならない」

2 対象議員への措置

措置の内容 及びその理由	(1) 戒告（議長から嚴重注意、本会議場で謝罪） 1 会派（市政） ・ 会派から厳しく注意を行った。 ・ SNS に謝罪文を掲載した。
	(2) 登庁禁止処分 1 会派（清流） ・ SNS という不特定多数の人に情報が流れてしまう媒体を使って、悪質な文章を一方向的に発信して、一個人を傷付けたため
	(3) 辞職勧告 2 会派（市創・とも） ・ 議員の資質そのものに問題がある ・ 相手の名誉を傷つけて、表現の自由はない ・ SNS で個人の名誉を傷付け、自死に追いやった事例もあることから、厳しい措置もやむを得ない。
	(4) その他、議長が認める措置 1 会派（公明） ・ 反省の姿勢を見たい ・ 次に行ったら辞職勧告